

平成28年第14回教育委員会会議

平成28年11月16日

午前 8時59分 開会

1 開会宣言

○葛西教育長 ただいまから平成28年第14回教育委員会会議を開会いたします。

会期は本日限りといたします。

本日の会議の欠席者を教育総務課長から報告願います。

○長谷川教育総務課長 本日の会議ですが、まず中村理事、それから今村教育施設課長が公務のため欠席しております。それと伊藤社会教育課長が欠席でございますが、代理として葛山課付主幹が出席しております。

それから、報告と議案の説明のために伊藤保育幼稚園課長に出席をお願いしております。

以上です。

○葛西教育長 それでは、傍聴者はお見えですか。

○高橋教育総務課主事 本日、傍聴者は見えません。

2 会議録の承認

○葛西教育長 さきにお渡ししております平成28年第9回の会議録について、何かございますか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 それでは、承認といたします。

3 会議録署名者の決定

○葛西教育長 それでは、会議録署名者の決定に移ります。

お諮りいたします。

本委員会の会議録署名者として、渡邊委員と松崎委員とで行いたいと思いますが、ご異議はございませんか。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、提案どおり決定いたします。

4 議事

○葛西教育長 それでは、これより議事に入ります。

本日は、議案4件、協議事項3件、報告事項3件ですが、議案1件、協議事項3件、報告事項2件については、市議会等の関係から非公開にて審議したいと思います。

委員の皆さん、ご異議はございませんか。よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

○葛西教育長 ご異議がないようですから、後ほど非公開といたします。

(1) 議案

議案第30号 橋北交流会館運動施設の利用に関する規則の制定について

○葛西教育長 それでは、まず議案に入ります。

議案第30号、橋北交流会館運動施設の利用に関する規則の制定について説明をお願いします。

○川森スポーツ課長 議案に入る前に、今日の会議について、私ども、課長補佐を出席させておりますので、よろしくお願いいたします。

○上田スポーツ課課長補佐 スポーツ課長補佐の上田と申します。よろしくお願いいたします。

○川森スポーツ課長 それでは、議案についてご説明をさせていただきます。

1ページをごらんください。

議案第30号、橋北交流会館運動施設の利用に関する規則の制定について、旧東橋北小学校の跡地を橋北交流会館という形で利用してまいります。その橋北交流会館の運動施設の部分についての利用に関する規則を次のように定めさせていただきたいと思っております。

まず、この規則でございますけれども、基本的には橋北交流会館の運動施設については、これまで学校開放で利用していた時間帯でございますが、これまでと同様に地元優先で施設を利用してまいりたいと考えているところでございます。これにつきましては、2条の2項にその旨記載をしております。それから、それ以外の時間帯が、今回新たに提案する規則で、地元以外にも貸し出しをさせていただきますということでございます。これが2条に記載をさせていただいてある分でございます。

それから、貸し出しの対象者につきましては、3条に規定をさせていただいておりますけれども、市内に在住する10人以上の者で構成され、利用を許可された団体及び学校開

放規則第6条において、学校開放を行う小中学校の施設の利用を許可された団体ということでございます。例えば、海蔵小学校において、学校開放の施設の利用を許可されている団体についてもこの施設を利用することができるというものでございます。

そして、その他、基本的には、この利用規則につきましては、学校開放の規則を基本として第4条から第12条まで設定されているものでございます。

それから、第13条でございますが、経費の負担につきましては、学校開放ではプールの利用許可というのが一般的にあるために、水道料金の一部負担を求めていますけれども、本規則では、橋北交流会館につきましてはもう既にプールは壊しており、ございませんので、電気料金のみ的一部負担をお願いするというものでございます。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 9ページをごらんになってください。

9ページの議案参考資料、ここに、橋北交流会館運動施設の利用に関する規則の制定についてということで、1、制定の理由、2、規則の概要、3、施行期日ということで、3点にわたってここに書かれております。

まず、1、制定の理由としては、東橋北小学校の跡地活用を検討し、校舎はこども未来部所管の認定こども園、児童館、市民文化部所管の貸し館施設等に、体育館及びグラウンドは教育委員会スポーツ課所管の運動施設という複合施設として生まれ変わることとなった。今回は、施設の利用を一般利用に開始することに伴って、当該施設の利用に関する規則を制定するものであります。

それから、2に規則の概要として、施設改修前は、小学校の施設開放として地域住民がスポーツ目的で利用していたことから、橋北交流会館運動施設においても、平日の夜間及び学校休業日は地域優先で利用できるよう規則を準用し、平日の昼間については全市民が利用できるようにするというものでございます。

このことについて、いかがでしょうか。ご意見がもしあれば、お願いいたします。

○加藤委員 異議はないんですけど、これ、いわゆる通常の学校のグラウンドと違って、何か特徴的な施設はございますか。

○川森スポーツ課長 これまでの学校施設の運動場であったり、体育館であったりというような形のものでございまして、特に特徴的なものはございません。ただ、新たに公共交流会館とするに当たって、体育館等の修繕等は行ってございます。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

ご異議がなければ採択としてよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

議案第 3 1 号 四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定：木造阿弥陀如来坐像）について

議案第 3 2 号 四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定：木造薬師如来坐像）について

○葛西教育長 続いて、議案第 3 1 号、第 3 2 号については、一括して社会教育課から説明をお願いいたします。

○葛山社会教育課課付主幹 まず、この議案に関しましては、専門的などころを担当しております社会教育課の主事の堀越も出席しております。

それでは、議案第 3 1 号をご説明させていただきます。

四日市市文化財保護審議会への諮問（文化財指定：木造阿弥陀如来坐像）について、宗教法人遠生寺代表役員若山正雄様から申請のありました木造阿弥陀如来坐像の文化財指定について、四日市市文化財保護条例第 5 条第 3 項の規定に基づき、四日市市文化財保護審議会に諮問いたします。平成 2 8 年 1 1 月 1 6 日の提出となっております。

この木造阿弥陀如来坐像について、1 2 ページで概要をこれから述べさせていただきます。

種別は、有形文化財の彫刻という種別とさせていただきます。名称は木造阿弥陀如来坐像で、員数は 1 軀でございます。所在の場所は遠生寺で、住所は四日市市堂ヶ山町 6 5 1、所有者、管理者も同じく遠生寺でございます。法量は、高さ 8 8 . 2 センチでございます。制作年は平安時代後期、1 2 世紀と考えられております。普段の保存といたしましては、本堂の須弥壇上に安置されております。創建もしくは制作の沿革、由来ということでございますが、遠生寺はもともと亀山市にあった陰涼寺が当地に移ったものとの伝承がございます。ただ、この像につきましては、どのような経緯でつくられたかとか、そういうことはわかってはおりません。

議案第 3 1 号の木造阿弥陀如来坐像につきましては以上でございます。

○葛西教育長 3 2 号についても一括して。

○葛山社会教育課課付主幹 続きまして、議案第 3 2 号、同じく四日市市文化財保護審議会への諮問、こちらは木造薬師如来坐像についてでございます。こちらも遠生寺の所有の

ものでございますが、遠生寺から申請のあった木造薬師如来坐像の文化財指定について、同じく四日市市文化財保護条例第5条第3項の規定に基づき、四日市市文化財保護審議会に諮問するというものでございます。

木造薬師如来坐像の詳細につきましては、14ページにございます。

こちら、種別は有形文化財の彫刻です。名称としまして木造薬師如来坐像、員数は1軀でございます。所在の場所、所有者、管理者は、同じく遠生寺でございます。大きさといたしましては、高さが51.5センチでございます。制作年代は鎌倉時代の初期と考えられております。ふだんは薬師堂に安置されておるものでございます。また、こちらにつきましても、像がつけられたときの状況や経緯は不明ではございますが、天保5年の1834年に現在の薬師堂を建立して納めたということは聞いております。

簡単ではございますが、以上でございます。

○葛西教育長 2つございますけど、何かご質問等ございましたら。

○杉浦委員 異論とかではなくて、ともになんですけれども、今回の諮問のあるのが有形文化財ということで、特に、像に対しての作者であったり制作の由来は全くわからないというご説明であるわけですが、実際にこういったものを指定するときに、由来などがわからないものというのはかなりあると考えられますよね。あとは、この辺も、例えば2つ目のものに関しては天保5年に建立して納めたと伝承的な表現になっていて、そのときに納めたというような文言がない中で、実際にこれが鎌倉時代の初期のものであったり、平安時代の後期のものであるということに対する事実の認証といえますか、そういったものはどのような過程を経ているのかというのが全く分かりませんので、ちょっと確認をさせていただければと思います。

○葛西教育長 これを本市の文化財保護審議会に諮問していくわけですので、今、2つの疑問点がございましたけれども、そういうことも含めて、今後の展開等についてもちょっとご説明をお願いします。

○葛山社会教育課課付主幹 指定申請書をいただきまして、文化財保護審議会に諮問すると議決いただきましたら、審議会の仏像の専門家が調査をして、より詳しく調べられる限り調べてまいります。

こういう仏像ですけれども、容姿であるとか材質であるとかつくり方であるとか、これの研究は非常に大変進んでおりますので、そのあたりの年代に関しては、専門家が見れば、おそらくほぼ間違いのないところとは思っております。こちらは、かつて『四日市市史』が

刊行されたときにも調査をされておりました、そこにも載せております。

また、仏像というのは、意外と色々なところを経由して現在のところに落ちつくということもありまして、なかなかその過程で、つくった作者であるとか経緯がちょっとわからなくなるということはあるということでございます。また専門家の調査を得まして、そこで答申を出していただいて、また教育委員会でお諮りいたしますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○加藤委員 これ、私も全体的には異議はないんですが、今なぜこの時期にということの説明いただけますか。

○葛山社会教育課課付主幹 今、私どもの文化財指定に関しましては、所有者、管理者が申請を出していただいて、指定にしたいというご希望をいただいて、それに基づいて審査するといえますか、手続にのっとってやっていくというのを従来行っております。今はなかなか、文化財を管理する、所有していくのは難しい状況になってきており、代がかわると失われるということもございますので、今、私どもとしては、なるべく四日市に文化財を残していただいて、大切に保管いただきたいものを、調査して、こちらでもしっかり把握をしておきたいという考えを持っております。

その過程で、どうしても所有者様には接触することになりますので、所有者様が指定を望む流れになってきましたら、指定になったらどういうことがメリットであるとか、逆に、移動の制限がかかりますとか、所有者様にとって良い悪いというのはご自身でご判断いただくかもしれませんが、こちらとしては、市の大事な財産として継承していただきたいということをお伝えさせていただきます。遠生寺様は指定文化財にさせていただけたらというお話をいただきましたので、このように申請書をいただきまして、諮らせていただいているというところでございます。

○加藤委員 専門的なお立場で、そういった文化財を、きちっと四日市の大切な文化財を残していくということは非常に大事なことだと思いますが、他にも幾つか、そういう動きはありますか。

○葛山社会教育課 課付主幹 できる範囲の中ではございますが、文化財保護審議会の専門家の方から四日市の中で、大事なものはどれかというようなことをご意見いただきまして、それに関して調査をしていくという考えでおります。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

ご異議がなければ、採択いたします。

(「異議なし」の声あり)

(2) 報告

1 公立幼稚園保育料の変更について

○葛西教育長 続いて、報告事項に入ります。

公立幼稚園保育料の変更について説明をお願いします。

○伊藤保育幼稚園課長 保育幼稚園課長の伊藤でございます。おはようございます。

説明に先立ちまして、課長補佐の田宮も出席をさせていただいております。

資料は、たくさんの資料がありますので申しわけないですが、ピンクの色紙が1枚挟ませていただいておりますかと思っております。その色紙の前の1枚のものと色紙をあわせてごらんいただければと思います。

公立幼稚園保育料の変更についてということで、お時間を頂戴いたします。

この保育料の変更につきましては、平成28年の2月の当委員会の会議で、28年議会への議案提出の前に説明をさせていただいたものでございます。そのときに、現在定額6,900円となっております保育料につきまして、上限を1万8,200円とする改正案を提出させていただいております。

議案には、条例には上限額だけを定め、詳細については規則で規定をしていくという形で議案を上程させていただきました。議会では、上限の額については承認をいただきましたが、詳細について、また施行時期、開始時期についてという形で、6月議会への持ち越しとなっております。

6月議会では議案発議という形で、詳細を規定ではなく条例に、上限額だけではなく条例の中へ盛り込めといった形のもので、また、施行時期についても、30年度から一斉に開始してはどうかといった形で条例の上程がございまして、それについて、6月では議決に及ばず、8月議会への継続審議となりました。

8月議会で、当初案8階層という形で出しておいた階層を、さらに議会で、負担の軽減をしてはどうかといったことで10階層に細分化をされ、30年の4月から一斉に開始するという形で、修正の議案を成立いただいたところでございます。

今回、最終の決定の内容といたしまして、ピンクの色紙、第3報という形で参考として示させていただいておりますけれども、保育料の階層を10階層とすると、当初案につきまして6階層の部分と7階層の部分の対象の人員が多いこともあり、それぞれここに2階層分割して軽減を図るといったものと、施行時期は30年度年より一斉に開始することで、

4歳児、今回、今の4歳児の方は対象になりませんので、来年入っていただく方が5歳になられるときに、30年度に4歳児クラスに新たに入って来られる方とあわせて、一斉に開始するといった形になりました。

これにつきましては、29年の4月から入っていただく方が、入っていただいた1年先からの対象になりますので、もう入園の申し込みが済んでおるとい状況はありますので、申し込みをされた方については、このピンクのご案内も全てご送付をさせていただいて、周知を図らせていただいております。

説明は以上でございます。

○葛西教育長 何かご質問ございましたら、お願いいたします。

○加藤委員 これ、6か7等級というんですか、段階、レベルというのは、いわゆる保育料の平均的な額だと思うんですが、6とか7段階の市民税の額からすると、大体、所得はどれくらいのご家庭が対象になってくるんですか。10万円程度納めてみえる家庭ですよね。

○伊藤保育幼稚園課長 これも国がモデルケースという形で示しておりまして、保育園にご入所いただいてみえる方と幼稚園をご利用されてみえる方というのが、配偶者の方が働いてみえるみえないという状況がありますもので、ほんとうにモデルケースという形でお考えいただければと思います。

この中で、このピンクの紙で見させていただきますと、市民税の所得税額が、11万円から14万4,000円といったところが470万ほどと、その下の17万7,000円から21万1,000円というところにつきましては620万円ほどといったところで、国からは示されております。

○松崎委員 応募が既に始まっているということですが、その前の段階で保育料は変更されるというのは、全ての親御さんには周知はされていたわけでしょうか。

○伊藤保育幼稚園課長 こちらのピンクのチラシ、第3報という形になっておりまして、これは既に、最初の変更がありますよ、こんな形で変更をする予定ですよといったものがあって、今回決まりましたという形でございますので、既にこれにつきましては周知をさせていただいております。

○松崎委員 その上での、皆さん募集というか、申し込みをされた方ばかりだということ。

○伊藤保育幼稚園課長 さようでございます。

○松崎委員 それに関しての幼稚園の募集、申し込みが減ったとか、そういった影響というのがありますか。

○伊藤保育幼稚園課長 それも非常に懸念をしております、実際、来年度4歳に上がられる方がどういったところを新たに、新規で入られたかということを考えておまして、私立幼稚園へ多くの方がご希望変更されておられるのかどうかということもありましたもので、調べさせていただいておりますけれども、例年と変わらないと私立さんからもご返答いただいておりますし、保育園に4歳から新規の入所が増えたということも特に見受けられませんので、そういったことはないと考えております。

○渡邊委員 私立幼稚園ですと、移行園というのは、今回の変更に伴ってこの2つの園が公立と一緒にになると、そういう理解でよろしいんですか。私立の選択というのが、その都度こういうような改定の段階で移動すると考えていいんですか。この海の星、まきばというのは今回新たにこれに乗ると、そう第3報に書いていますが。

○伊藤保育幼稚園課長 済みません。これはちょっと説明が、申しわけございません。

最初の白い紙を見ていただきますと、この子ども・子育て新制度というのが平成27年の4月から始まっております。そういった中で、公立幼稚園は全て新制度に移行しなければいけないと、私立幼稚園については選択があったわけなんです。そういった中で、今、従来の私学助成という形での運営形態のものと、新制度に運営されたほうが運営がしやすいと、それは私立の受け入れ人数なんかの、定員なんかの関係で、どちらのほうが運営がしやすいかという形でのご選択という形で考えておられると思います。

○葛西教育長 よろしいでしょうか。

それでは、これより、先にお諮りいたしました非公開の案件に入ります。

傍聴の方、申しわけございませんけれども、よろしく願いいたします。

午前 9時27分 休憩

午前 9時27分 再開